

自宅で! オフィスで!
インターネットで簡単! 地方税を一括手続!

エル タ ッ ク ス
eLTAX

地方税ポータルシステム



eLTAXキャラクター：エルレンジャー

eLマーク

eL 付き納付書なら、
地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから
地方税を簡単・便利に納付できます!

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。(メンテナンス時間を除く)
- 地方税お支払サイトでは以下の納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付(口座振替)(※)
- (※) 事前にeLTAXの利用者登録/口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
 - ・各社の決済アプリで直接eL-QRを読み取ってください。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては
地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト



都道府県・市区町村に

地方税に関する申告等を
一括手続

市区町村に

給与支払報告書を
一括提出

国(税務署)にも

源泉徴収票を
一括提出

eLTAXを利用して給与支払報告書を
作成・提出する場合に限る。

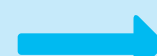
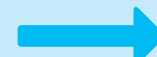
選べる納付方法

クレジットカードでも
納付可能

eLマーク
付き納付書なら
24時間365日納付可能

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば
複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

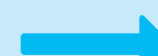
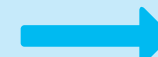
1 インターネットで手続



2 eLTAXで受付



3 都道府県・市区町村へ配信



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。(※)

(※) 利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の
作成方法などは「動画コーナー」をご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>



エルタックス



ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」を
ご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

ご利用の流れ

STEP
1

利用届出

eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。

STEP
2

利用者ID、暗証番号の取得

利用者ID、暗証番号が発行されeLTAXにログインできるようになります。

STEP
3

eLTAX対応ソフトウェアの取得

地方税共同機構が提供するeLTAX対応ソフトウェアはPCdesk(ピーシーデスク)です。PCdeskは、eLTAXホームページから無償で取得できます。税務会計ソフトウェアを使用する場合は、「eLTAX対応」のものを使用してください。

STEP
4

- A 電子申告
- B 電子申請・届出
- C 電子納付

A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信できます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を行って提出先を追加します。

利用可能な税目

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
- 特別法人事業税(地方法人特別税)
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)

PCdesk Nextを利用する税目

- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税
- 令和6年10月28日～ ■ 軽油引取税
- 令和7年1月6日～ ■ 固定資産税(知事・大臣配分資産、大規模償却資産)

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

利用可能な手続

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼を行い、クレジットカード、ダイレクト納付(口座振替)、インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することができます。

利用可能な手続

- 申告手続に関連した納付手続(※)
- (※)固定資産税(償却資産)を除く

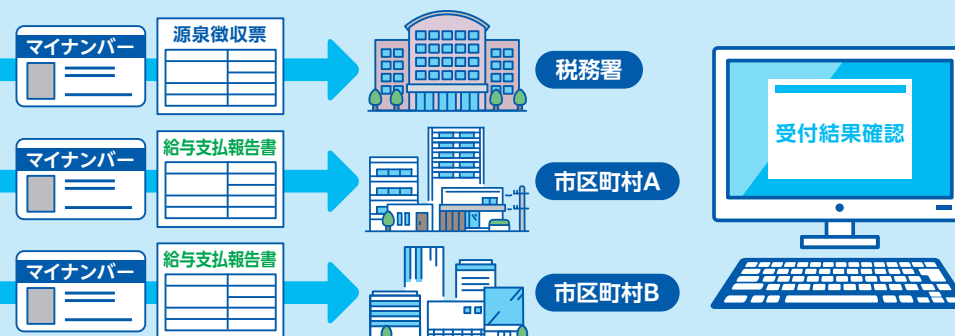
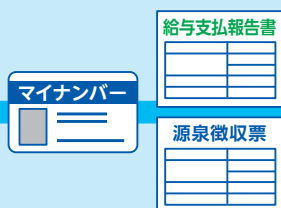
都道府県・市区町村ごとの提供サービスについてはeLTAXホームページでご確認ください。

「給与支払報告書」「源泉徴収票」もeLTAXで簡単に作成・提出できます！

市区町村に提出する「給与支払報告書」をeLTAXで手続すれば国(税務署)に提出する「源泉徴収票」も同時に作成できます。あとは…eLTAXで一括提出！



給与担当者・経理担当者など



令和6年度分から個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受け取れます！

- 条件1 給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること
- 条件2 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること